

第一 一回口頭弁論調書

事件の表示	昭和三〇年(ワ)第二九一四号	期日	昭和三五年二月八日午後一時三〇分	場所および公開の有無	東京地方裁判所民事第二四部法廷で公開	裁判長裁判官	英治 道子	裁判官	嘉政 大郎	裁判官	田上 英治	裁判所書記官	三花 青田
当事者	原告代理人 松井 康浩	の出頭	越智 依	状況等	同	被告代理人	永井 信男	各出頭	各出頭	原告五名	昭和三三年四月一七七号事件にフ	被告五名	昭和三三年四月一七七号事件にフ
次回期日	昭和三五年二月八日午後一時三〇分	裁判官	英治 道子	裁判官	嘉政 大郎	裁判官	田上 英治	裁判所書記官	三花 青田	裁判官	田上 英治	裁判官	嘉政 大郎

弁論の要領

裁判官

本件を合議体で審理裁断し、本件に昭和三三年四月一七七号事件を併合する。

当事者双方

準備多續の結果並に從前の口頭弁論の結果陳述

原告五名

昭和三三年四月一七七号事件にフ

被告五名 昭和三三年四月一七七号事件にフ

裁判官

弁

損害以外は昭和三十年四月廿九日
号事件に付して主張する。

被告

昭和三十年四月廿九日
号事件に付して主張

したことは、昭和三十一年四月廿七日

事件に付して主張する。

なお原告等の被害の程度、物損

を除き、原告等おの主張の原告

爆弾にまつて被害を受けたもの

あることは認めらる。

証書口録用紙のとおり(鑑定申請)

続行

辯 士

書記官

長左衛門

裁判長裁判官

田上英治

本件口頭弁論期日 昭和三十一年七月

18日午前

11時と指定する

昭和

31年7月27日

東京地方裁判所民事第二十四部

裁判長裁判官

本件口頭弁論期日 昭和三十一年八月

8日午前

11時と変更する

昭和三十一年七月十五日

東京地方裁判所民事第二十四部

裁判長裁判官